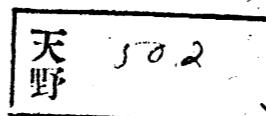


閣議決定（案）

昭二六、八、三 外務省

教育交換計画に關する日米両国政府間往復書簡に  
關する件

日米両国政府間に教育交換計画を実施することに關し別紙案のよ  
うな書簡を両国政府間に交換することとする。



XI-4

本件は、当分の間は取扱いを  
絶対極秘とせられたい。

說明書

この教育交換計画について了解をとげたいとの内意を示されていたが、この国においては、千九百四十六年の改正余剰物資法「フルブライト」の書簡によつて、両国に基くものである。交換公文の内容は、大要次のとおりである。

一、この教育交換事業のため、五箇年間に四百七十五万ドル、二年目に相当する円貨を支出する。一但し初年度は、七十五万ドルとする。

二、この教育交換事業実施のため、日米双方四人ずつの委員から成る委員会を組織する。但し、日本側委員は、あらかじめアメリカ外交使節団長の承認を得なければならぬ。

三、この取締による教育交換事業の実施のための支払は、すべて円貨に由る。その他の教育活動に従事する者に對して円資金を提供し、日本でアメリカハワイ、アラスカ、ペルト、リコ及びヴァン諸島を含む。この書簡は、千九百五十三年末まで的事態に関するものである。

らが、この書簡は、千九百五十四年以降に、双方の希望により別にきめることになつてゐる。